

放射線科専門制度における必須講習会について

日本放射線腫瘍学会 理事長 平岡真寛
 日本医学放射線学会 理事長 杉村和朗
 放射線治療専門医制度委員会 委員長 三橋紀夫

日本医学放射線学会(JRS)が認定する放射線科専門医試験の受験申請、ならびに放射線診断専門医および放射線治療専門医の資格更新認定申請に際して受講が義務づけられている、いわゆる「必須講習会」について、平成 23 年度 JRS 第 6 回理事会及び平成 24 年度 JASTRO 第 1 回理事会で以下のように決定しましたのでお知らせいたします。

この度の改正は、日本専門医制評価・認定機構の示す「専門医制度整備指針」に準拠するものであり、学会の専門医制度を維持する上での必須事項であることをご理解下さい。

<新旧講習科目>

1. 従来の講習と枠組みが大きく変更になりました（新旧比較表を参照）。
2. 「医療倫理」と「医療の質：治療」が新設されました。
3. 「医療安全・放射線防護」は、これまでの「安全管理 1, 2（旧被ばく・管理）」に相当します。
4. 「医療の質：診断（品質管理・IT・遠隔画像）」は、これまでの「医療の質（旧 IT）」と「遠隔画像診断」を合わせたものに相当します。

【新旧比較表】 ○：必要 ×：不要

新講習科目	旧講習科目	放射線科専門医 受験資格	診断専門医 更新認定	治療専門医更 新認定
医療安全・放射線防護	安全管理 1, 2 (旧被ばく・管理)	○	○	○
医療倫理	(新規)	○	○	○
医療の質：診断 (品質管理・IT・遠隔画像)	医療の質 (旧IT) 遠隔画像診断	×	○	×
医療の質：治療 (品質管理・ガイドライン・標準治療)	(新規)	×	×	○

診断専門医：放射線診断専門医、 治療専門医：放射線治療専門医

医療安全：放射線防護・・・法律含む

医療倫理：・・・経済、地検、臨床研究も含む

<受験資格と更新認定>

5. 平成 25 年度の「放射線科専門医認定試験」受験および「放射線診断専門医」、「放射線治療専門医」資格更新から講習出席証明書の提出を義務づけます。
6. 「放射線科専門医認定試験」の受験に際して、「医療安全・放射線防護」と「医療倫理」を受講しておく必要があります。
7. 「放射線診断専門医」資格更新に際して、「医療安全・放射線防護」、「医療倫理」および「医療の質：診断」を受講しておく必要があります。なお、認定試験の受験に際しては受講の必要はありません。
8. 「放射線治療専門医」資格更新に際して、「医療安全・放射線防護」、「医療倫理」および「医療の質：治療」を受講しておく必要があります。なお、認定試験の受験に際しては受講の必要はありません。

旧講習出席証明書の扱い

9. 旧講習科目への出席も有効となりますので、新旧比較表にて科目を照合の上、受験あるいは更新認定申請の際に提出して下さい。
10. 「医療安全・放射線防護」に相当するものとして、「安全管理 1」か「安全管理 2」のいずれかの出席があれば十分です。
11. 「医療の質：診断」に相当するものとして、「医療の質（旧 IT）」か「遠隔画像診断」のいずれかの出席があれば十分です（「遠隔画像診断」受講の機会が極めて少ないことからの特例措置とします）。

講習出席証明書の有効期限

12. 有効期限は過去 5 年（平成 25 年度の更新では平成 20 年以降の証明書が該当）とします。ただし、先行して講習を開始した「安全管理」については、平成 17 年発行の出席証明書を平成 25 年度の更新まで、平成 18 年発行の出席証明書を平成 26 年度の更新まで、平成 19 年発行の出席証明書を平成 27 年度の更新まで有効とみなします。

* 新制度下の「放射線診断専門医認定試験」および「放射線治療専門医認定試験」（後期研修開始より 6 年目で受験可能、第 1 回目は平成 26 年度に実施予定）の受験申請時における受講証明書の提出は不要となりました。